

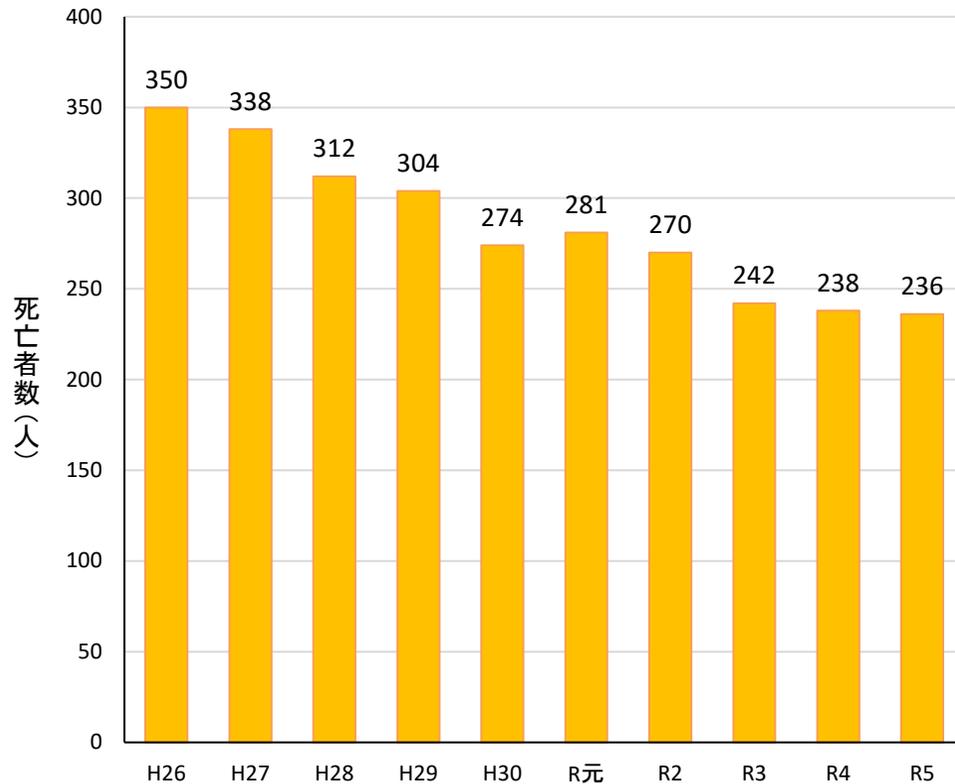
令和7年度の農作業安全対策の推進方針について

農林水産省

令和5年に発生した農作業死亡事故の調査結果

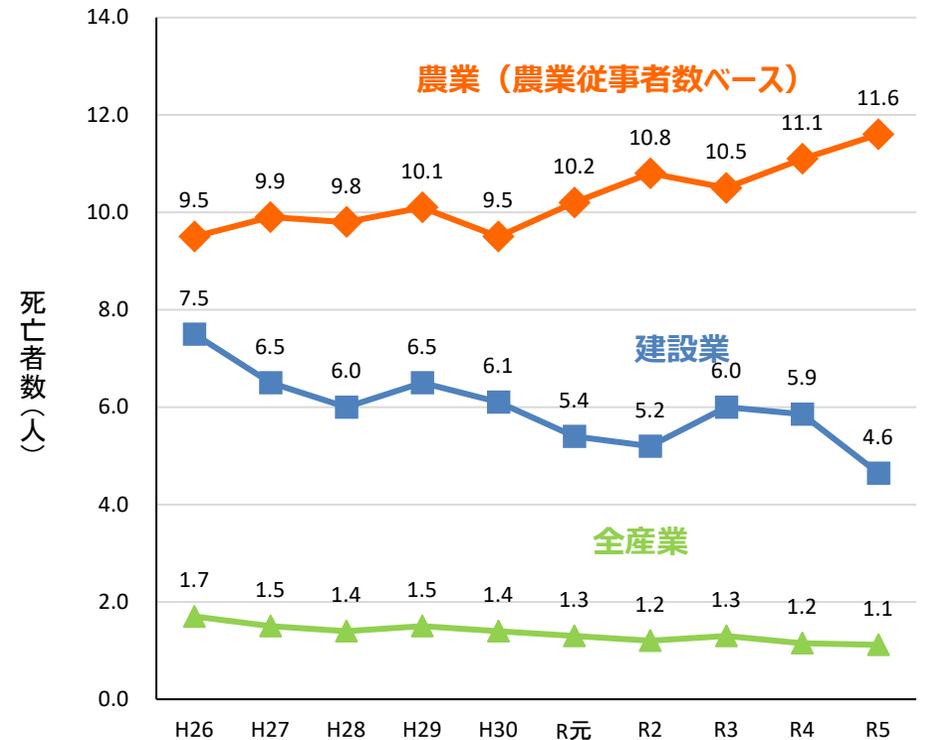
- 令和5年の農作業事故死亡者数は236人であり、前年（令和4年）と同水準。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は11.6人と依然として増加傾向にあり、他産業に比べて高い状態が継続。

農作業事故死亡者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



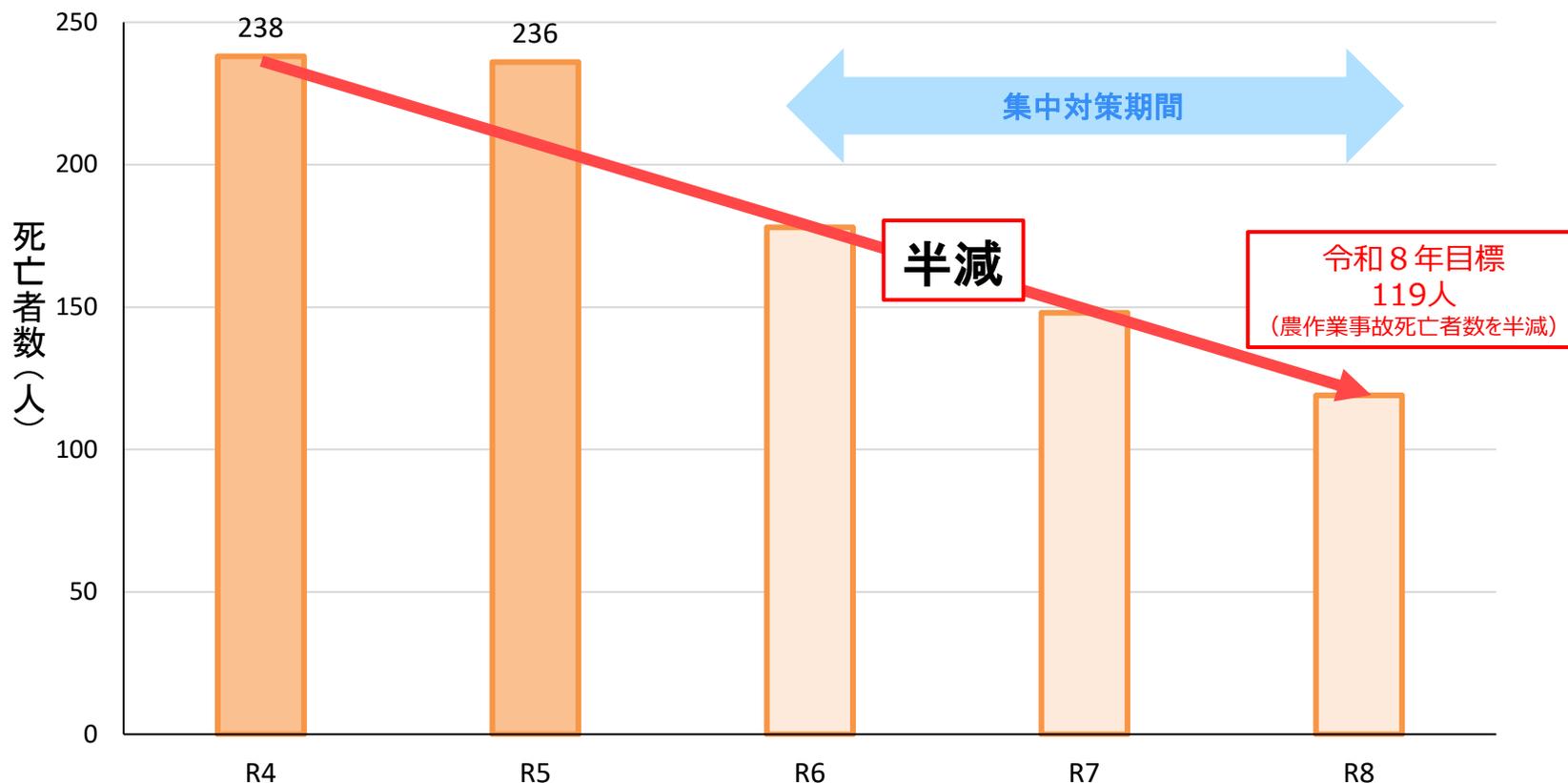
死亡者数 農業：農作業死亡事故調査（農水省）
 他産業：死亡災害報告（厚労省）
 就業者 農業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
 他産業：労働力調査（総務省）

（注）就業者10万人当たり死亡事故者数の算出において就業者として使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から農業従事者数を使用して算出。

(参考) 農作業安全対策に係る目標について

- 就業者10万人当たりの死亡事故者数が増加傾向にあることを踏まえ、令和6年2月に、農作業事故死亡者数を令和6年度から令和8年度の3年間で令和4年の件数から半減（238人→119人）することを目標として設定し、集中的に農作業安全対策の強化を図ることとしたところ。

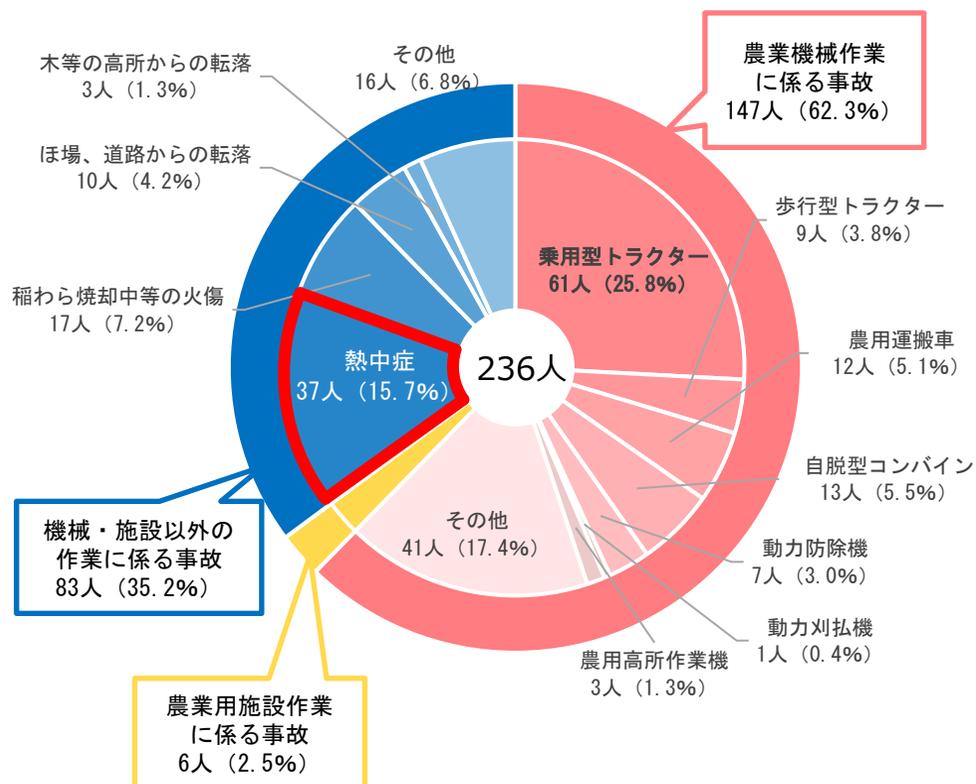
農作業安全対策における令和8年目標



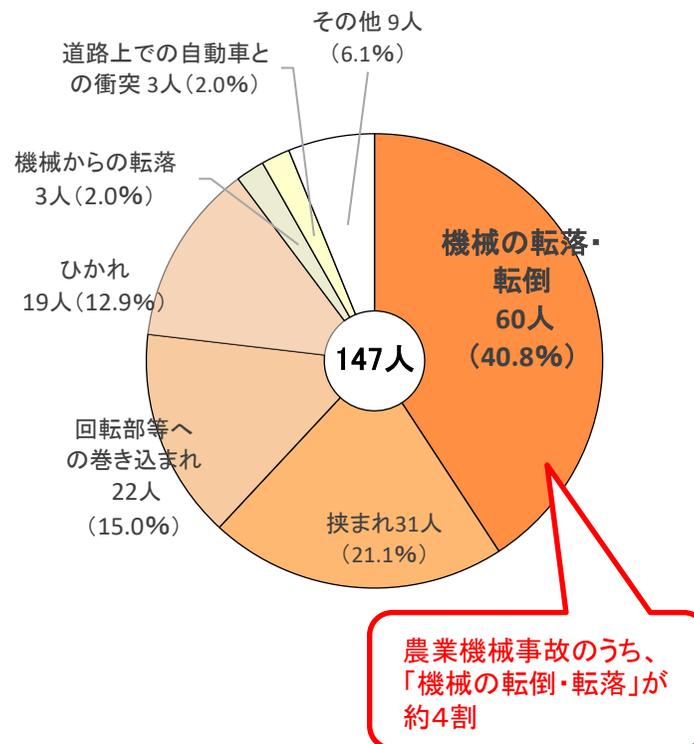
農作業事故発生の要因分析①

- 農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が147人（全体の62.3%）と高い状態が継続。
- 農業機械作業に係る死亡事故の要因としては、「機械の転落・転倒」が60人（機械事故の40.8%）を占めている。
- 機械・施設以外の作業に係る事故では「熱中症」が37人（機械・施設以外の作業に係る事故の44.6%）と最も多い。

要因別の死亡事故発生状況（令和5年）



農業機械事故による死亡の要因（令和5年）

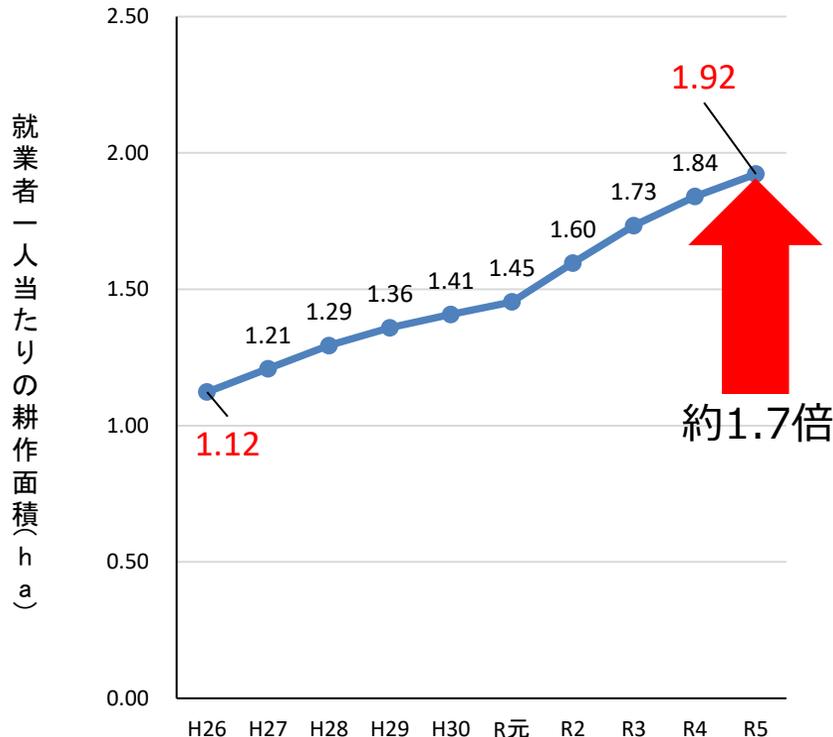


農業機械事故のうち、「機械の転倒・転落」が約4割

農作業事故発生の要因分析②

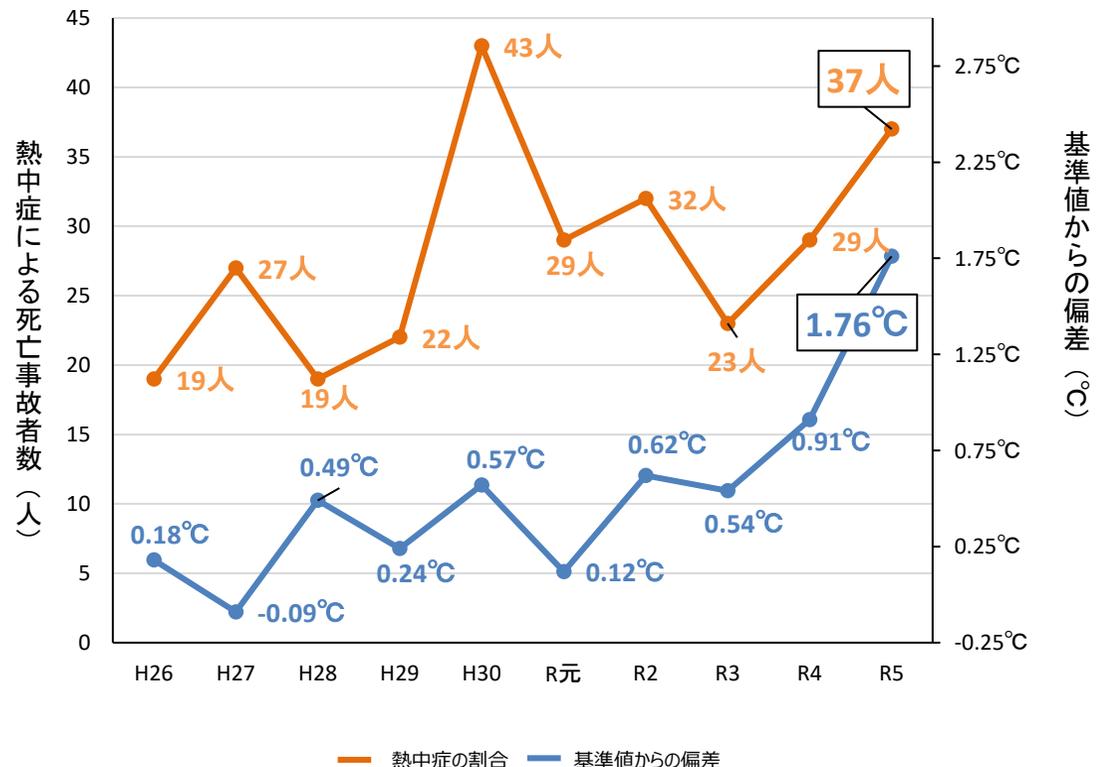
- 就業者一人当たりの平均耕作面積は10年前と比べて約1.7倍に上昇。死亡事故リスクの高い農業機械を扱う就業者当たりの作業面積も急増していることが想定され、これが10万人当たりの死亡事故者数の増加要因の一つとなっている可能性。
- また、近年、死亡事故要因のうち熱中症の人数が増加傾向。我が国の夏季の気温が上昇傾向にあり、生産現場の熱中症リスクが高まっていることも、10万人当たりの死亡事故者数の増加要因の一つとなっている可能性。

就業者一人当たりの平均耕作面積
(平成26年～令和5年)



耕作面積：面積調査（農林水産省）
就業者：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）

熱中症による死亡事故者数の推移と
夏(6-8月)における平均気温の基準値からの偏差※
(平成26年～令和5年)

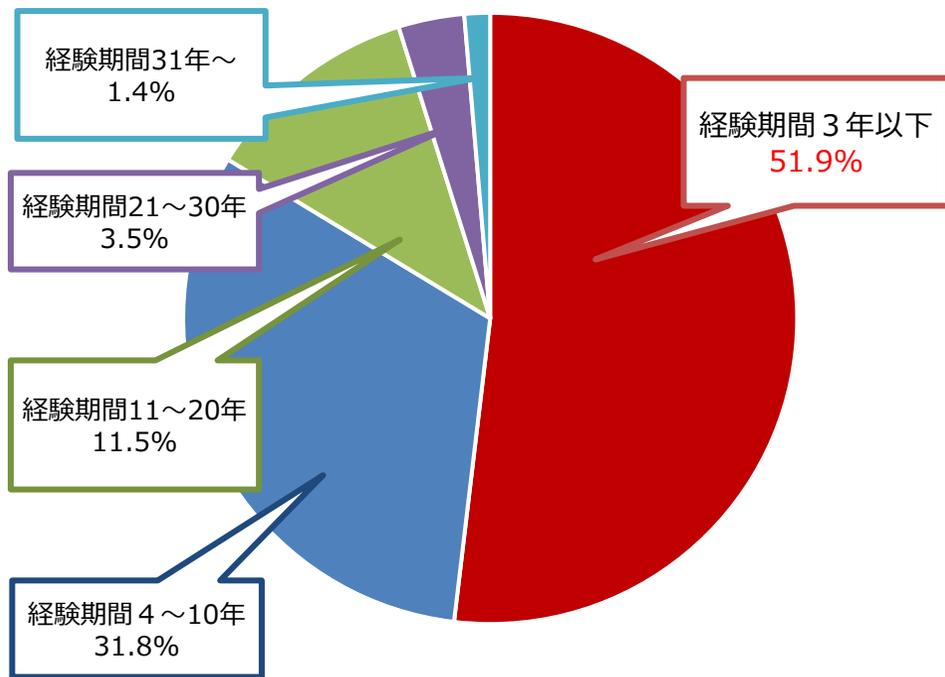


死亡者数：農作業死亡事故調査（農水省）
平均気温の基準値からの偏差：日本の季節平均気温偏差（気象庁）
※基準値は1991～2020年の30年平均値。

農作業事故発生の要因分析③

- 令和5年の労働者死傷病報告（厚生労働省調べ）の分析を通じ、労働者における農作業事故の発生割合は経験期間が3年以下の者が過半を占めていること、その年齢は50代以上で事故発生割合が高まることが判明。
- 農作業経験が短い者（未熟練農業者）の事故発生リスクが高いという傾向は、労働者ではない農業経営者であっても当てはまる可能性。

農作業事故の経験期間別発生割合（令和5年）



経験期間が3年以下の労働者における農作業事故発生割合（令和5年）

	29歳以下	30代	40代	50代	60～64歳	65歳以上
経験期間3年以下の労働者における事故発生数(件)①	131	76	59	65	37	80
経験期間3年以下の雇用就農者(人)②	11,790	5,810	5,520	3,910	2,170	2,240
事故発生割合①/②	1.1%	1.3%	1.1%	1.7%	1.7%	3.6%

経験期間3年以下の事故発生数：労働者死傷病報告（厚生労働省）を基に農林水産省で算出
 新規雇用就農者：新規就農者調査（農林水産省）を基に算出

令和7年度の農作業安全対策の推進方針

<重点推進テーマ> 学ぼう！正しい安全知識

～農業機械作業研修・熱中症対策研修の拡大と充実、未熟練農業者への研修実施～

<強化期間> 熱中症対策研修実施強化期間：令和7年5月1日～7月31日（3ヶ月間）

農業機械作業研修実施強化期間：令和7年12月1日～令和8年2月28日（3ヶ月間）

- <推進目標>
- ① 農業機械作業研修の回数の拡大と充実
 - ② 熱中症対策研修の回数の拡大と充実
 - ③ 未熟練農業者を対象とした専用研修の実施

主な取組内容

重点推進テーマに基づいた推進活動

- 強化期間において、「農作業安全に関する指導者」が中心となって、推進目標に即した研修を重点的に推進する。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	熱中症対策研修実施強化期間							農業機械作業研修実施強化期間			

その他の取組

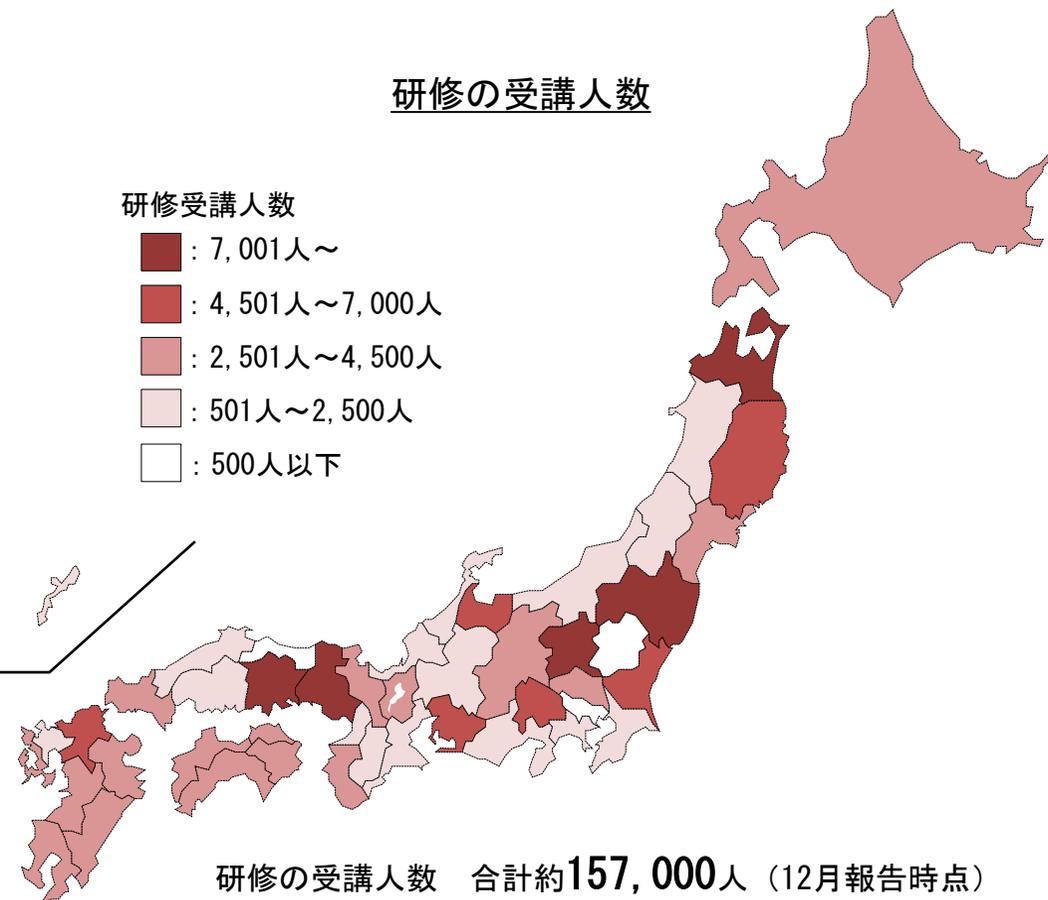
- ① 広報誌やSNSを活用した注意喚起の実施
- ② 都道府県・地域単位の推進体制の強化
- ③ 公道走行時の法令遵守
- ④ 労災保険特別加入の促進
- ⑤ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践
- ⑥ 農作業事故情報の収集と報告の徹底

(参考) 令和6年度における研修実施状況

- 令和6年度の農業機械作業研修の受講人数は、約157,000人と前年度（約5万人）の約3倍に拡大。
- 研修の実施回数も、農業機械安全に係る研修は4,059回、熱中症対策研修は2,805回と、前年度と比較して農業機械安全に係る研修は2.3倍、熱中症対策研修は3.6倍に拡大。
- 現在、全国に約7,000名の「農作業安全に関する指導者」が育成されており、令和6年度の当該指導員を活用した研修の実施回数は2,379回と、前年度の964回から大幅に拡大。一方、活用率は54%と前年度と同水準であり、引き続き指導者の活用促進が必要。

研修の受講人数

研修受講人数



研修の受講人数 合計約**157,000**人（12月報告時点）

農業機械作業研修の実施回数

(回)

	令和6年度	令和5年度
農業機械作業研修	4,059	1,732
熱中症対策研修	2,805	779
合計 (指導者活用研修の内数、割合)	4,437 (2,379、54%)	1,769 (964、55%)

※ 農業機械作業研修で熱中症対策の内容を含む場合や熱中症対策研修で農業機械作業の内容を含む場合はそれぞれの項目で回数カウントしているため、両項目の研修回数の和と合計は合致しない。

農業機械作業研修実施強化期間の設定

- 農業者が研修を受講しやすい農閑期（12月～2月）を農業機械作業研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する指導者を活用した研修を実施（実施時期は都道府県や地域の実情に応じて変更可）。
- 農業機械作業研修実施強化期間で行う研修は、農林水産省が作成した当年度のコンテンツを使用した30分程度の講習を行うことを基本とする。

基本の研修（基礎研修）

全ての農家を対象とした、共通して身につけておく必要のある知識を習得するための研修であり、農林水産省が毎年度提示する研修コンテンツを活用し、**現場の実状に即した農作業安全に係る知識の習得を図ることを目的とする。**

参考：令和6年度基礎研修用資材

農業安全研修実施強化期間研修資材 農作業安全チェック ～乗用型トラクター～

※本研修資材（全ページ）を印刷した「農作業安全に関する情報」による研修の実施は、環境負荷低減の観点から推奨されています。

事故事例

① 農道からの転落事故（軽傷）
【概要】 狭い道で直進のカーブを左折時、ブレーキを踏んだところ、急旋回し水田に転落した。
【考えられる原因】
① ブレーキペダルが連続してなかった
② 危険個所の確認・目印設置ができていなかった
軽傷で済んだ理由：シートベルトをしていたので投げ出されておらず、安全フレームを立てていたため、完全に下敷きにならずに済んだ。

② ぼ場作業中の転倒事故（死亡）
【概要】 畑の隅を耕していたところ、操作を誤って進行方向左側の斜面へ転倒し、法面の下の藪でトラクターの下敷きになった。
【考えられる原因】
① 安全フレームが連続してなかったため、トラクターの下敷きとなった
② 藪と藪の間にしっかり把握できていなかった

注意事項

安全装備はしっかりしていますか？
○ トラクターに乗る時はヘルメット・シートベルトを装着しましょう。
○ トラクターは安全フレーム（もしくは安全キャブ）が装着されたものを使用しましょう。
安全フレームは折りたたまず、しっかり立てた状態で走行しましょう。

危険個所の確認はしていますか？
○ 現場で転落・転倒の可能性のある危険箇所を確認し、目印をつけたり、草を刈って見やすくするなどの対策を実施しましょう。
また、狭い道は迂回するか、幅員を確保してください。
○ 道路走行時はブレーキペダルを連続し、特にカーブのある道は換行運転を心がけましょう。

農業安全研修実施強化期間研修資材 農作業安全チェック ～コンバイン～

事故事例

① 農道からの転落事故（死亡）
【概要】 狭い道から幅員広い農道に入った際、草で覆われた路肩を踏み外して約1.5m転落し、コンバインの下敷きとなってしまった。
【考えられる原因】
① 道の幅員が狭い確認できていなかった
② 危険個所の視界確保や確認・目印設置ができていなかった

② 補助作業者を轢いてしまった事故（死亡）
【概要】 2人で稲刈り中、運転者がコンバインをバックさせた際に、後ろで作業していた作業者をコンバインで轢いてしまった。
【考えられる原因】
① コンバインを動かす前に作業員同士で意思疎通ができていなかった
② 作業者がコンバインに近づきすぎた

注意事項

意思疎通はしっかりしていますか？
○ コンバインは死角の多い農機です。動かす際は、補助作業者のいる位置を確認し、声をかける等、しっかりと意思疎通を心がけましょう。

危険個所の確認はしていますか？
○ 現場で転落・転倒の可能性のある危険箇所を確認し、目印をつけたり、草を刈って見やすくするなどの対策を実施しましょう。
また、狭い道は迂回するか、幅員を確保してください。

更に 点検・清掃時や手こぎ作業時にも注意！
○ 詰まってしまった際は「エンジン停止」させてから点検・清掃してください。
○ 手こぎ作業は手袋や軍手、巻き込まれやすいタオルなどは外した「適切な服装」で行い、「手を突っ込まない」ことを心がけてください。

農業安全研修実施強化期間研修資材 農作業安全チェック ～農用運搬機～

事故事例

① 農用運搬機に挟まれた事故（死亡）
【概要】 倉庫内で農用運搬機運転（後進）中、支柱にぶつかり、そのまゝ運搬機に胸部を圧迫されてしまった。
【考えられる原因】
・ 進行方向（背後）の確認が疎かになっていた

② 農用運搬機が転倒した事故（死亡）
【概要】 土砂道中に坂道を下っていた際、運搬機がバランスを崩し道沿いの水田に転落し、農用運搬機の下敷きとなった。
【考えられる原因】
① 坂道走行中にバランスが崩れた
② 積載量が片寄っていた、積載量をオーバーしていた

注意事項

正しい使い方ができていますか？
○ 農用運搬機は重傷事故率（重傷度）の高い農機です。特に「ひかれ・挟まれ」と「転落・転倒」による事故は発生頻度、重傷度ともに高くなっています。
○ 農用運搬機を運転（操作）する場合は、進行方向に障害物がないか、速度は出さずゆっくり（アクシデントがあった際にしっかりと停止できる速度）を確認しましょう。
○ また、積み荷を荷台の一部に片寄せない、積載量をオーバーさせないことを心がけましょう。

エンジン切っていますか？
○ 農用運搬機から降りる場合は誤作動で動き出さないよう、エンジンを切り、駐車ブレーキをかけましょう。

農業安全研修実施強化期間研修資材 農作業安全チェック ～トラクターの公道走行と免許～

公道走行のためのフローチャート 該当の番号を確認してください！

より大きい | 以下 | 以上 | より小さい

あなたのトラクターは 被けん引式作業機or直装式作業機を装着したとき、

幅が 1.7m | 幅が 2.5m | 最高速度が 35km/h | 最高速度が 15km/h | ①

最高速度が 35km/h | 最高速度が 35km/h | ⑥

最高速度が 15km/h | 最高速度が 15km/h | ③

⑤ | ④

⑥大特免許（※1）

①②③④大特免許（※1）

必要装備等
①作業機への灯火類等の設置
作業機を装着した状態での安定性の確認（※2）
特殊車両運行許可の申請（※2）
②作業機への灯火類等の設置
作業機を装着した状態での安定性の確認（※2）
特殊車両運行許可の申請（※2）
③作業機への灯火類等の設置
作業機を装着した状態での安定性の確認（※2）
④作業機への灯火類等の設置

⑤必要装備等
・北海道、九州、沖縄
作業機への灯火類等の設置
作業機を装着した状態での安定性の確認（※2）
特殊車両運行許可の申請（※2）
⑥必要装備等
・北海道、九州、沖縄
作業機への灯火類等の設置
作業機を装着した状態での安定性の確認（※2）
特殊車両運行許可の申請（※2）

※1：運用重量が700kg以上の車両をけん引する場合は、けん引免許が必要です。
※2：特殊車両運行許可については、道庁等への申請が必要です。
※3：安定性を確認するためにトラクターと作業機との組み合わせは、「一社」日本農業機械工業会（JA）に公表されていますので、こちらをご確認ください。

農業機械作業研修の充実

- 農作業事故を減少させるためには、農業機械作業研修をより効果的なものに充実させることが重要であり、今年度にとりまとめた各都道府県の優良事例の横展開を推進。
- 具体的には、以下の3つのシン化（伸化、深化、進化）のいずれかに取り組むことを目標に展開。

◎ 研修のシン化類型

A（伸化）：受講人数の拡大

○ 研修受講人数を増やす取組

1. アンケート等を通じた研修ニーズの把握
例：福岡県
2. オンライン研修の実践
例：千葉県・千葉県農業機械士協議会等
3. このほか、研修受講人数の増加に向けた新たな改善策の実施

【例】福岡県

- ・ 研修後にアンケートを行い、多くの農業者が興味を示しているテーマを次年度の研修テーマに盛り込む予定。



B（深化）：集中力の向上

○ 「自分ごと」意識を向上する取組

1. 地域の事件事例、改善事例の引用
例：愛知県、滋賀県 等
2. 品目等に応じた研修内容のカスタマイズ
例：福島県いわき農林事務所農業振興普及部 等
3. このほか、「自分ごと」意識の向上に向けた新たな改善策の実施

【例】愛知県

- ・ 県内の事故発生件数と事故内容を把握。年齢、原因等ごとに分析し、研修資料として活用。



C（進化）：研修手法の高度化

○ 「講義を聴く」だけに止まらない取組

1. 対話型研修の実施
例：オホーツク農協青年部 等
2. 農業機械を用いた実践研修の実施
例：あぶらんど萩農業振興協議会、熊本県 等
3. このほか、「講義を聴くのみ」から発展させる新たな改善策の実施

【例】オホーツク農協青年部

- ・ 対話型研修を実践。グループワークで意見を出し合い、原因をあぶり出して発表。一人では気づけない危険の認知に有効。



熱中症対策研修実施強化期間の設定と研修の充実

- 気温が上昇する前の初夏（5～7月）を熱中症対策研修実施強化期間として設定し、農作業安全に関する指導者を活用した研修を実施。
- 熱中症研修実施強化期間では、既存の様々な啓発資材を活用し、既存の集会等に熱中症に係る内容を追加する「+熱中症対策」という形式で行うことを基本としつつ、熱中症リスクの深刻化を踏まえ、研修をより効果的なものとするため、以下の2つの改善のいずれかに取り組むことを目標に展開。

基本の研修

農林水産省が提示する研修コンテンツを活用し、既存の集会等に熱中症対策に係る内容を追加する「+熱中症対策」による研修を実施。

参考：令和6年度熱中症対策研修用資材等



熱中症対策研修テキスト

熱中症対策に係るパンフレット

研修内容の充実

① 熱中症専用研修の実施

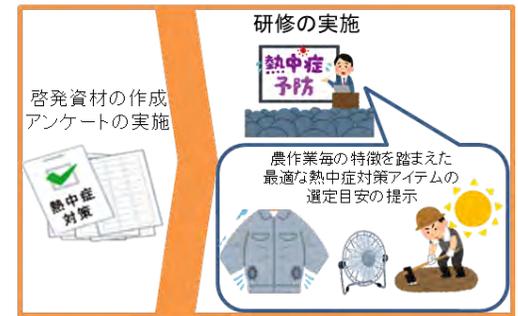
農林水産省が提示するコンテンツ等を活用し、30分程度の「熱中症対策」のみをテーマとした研修を実施。



熱中症対策をテーマとした研修風景
(長野県の優良事例から抜粋)

② 熱中症対策アイテム研修の実施

令和6年度事業で作成された「熱中症対策アイテム」の活用方法や効果を整理したコンテンツを用いて、アイテムの積極的な利用を働きかける研修を実施。



令和6年度農作業安全総合対策推進イメージ

未熟練農業者向を対象とする専用研修の実施

- 労働者における農作業事故の発生割合について経験期間が3年以下の者が過半を占めること等を勘案し、農作業安全に関する指導者を活用した未熟練農業者への専用研修を実施。参集に当たっては、50歳以上の未熟練農業者の事故率が高いことも念頭に参加者を募集。
- 具体的には、雇入れ時教育のために作成した労働者向けリーフレット（農作業安全を学びましょう）を活用した30分程度の研修を行うことを基本とし、講師は事業者向けのテキストなどから注意事項を伝えるよう配慮。

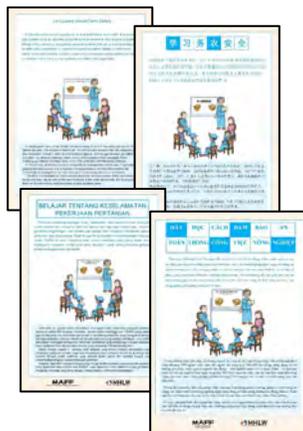
研修資料

[労働者向けリーフレット]

農業の知識が少ない方にも簡単に理解してもらえるよう作成された資料であり、機械作業や高所作業等、項目ごとに安全に農作業を実施するために必要となる事項が整理されている。



▼英語版、簡体字版、ベトナム語版、インドネシア語版も公開



講師は[事業者向けテキスト]を確認してから研修を行いましょう

事業者向け

農作業安全を学びましょう

研修者が指導する際には、研修者が指導する事項により研修内容を決定しないよう、働く環境、取り扱う機械設備や材料の特性や作業環境を把握するほか、安全な作業手順などを教育しなければなりません。テキスト等は、よくある作業手順を紹介しつつ、講習も安全で効果的に行うために事前に身につけるべき事項及びこれらの事項に係る労働者への教育を行うための準備事項としての留意事項をとりまねておきます。

近年、農作業中の死亡事故数は年間250人程度で推移しています。総数約10万人当たりの死亡事故も増加傾向にあり、深刻とされている課題を上げ、指導者としての役割が拡大傾向にあります。また、死亡事故を要因別にみると、農機具作業に係る事故が全体の7割を占める割合が確認されています。

そのほか、労働、農業従事者の減少や農業支援サービス事業者の増加などにより、労働、労働力不足が深刻化し、労働者不足が深刻化しています。

このため、使用する機械・設備の危険箇所や使用する資材の特性を労働者に説明するとともに、作業手順を伝え、正しい作業方法を教育する必要があります。

農林水産省 厚生労働省

研修をする上での注意事項

令和7年度の「農作業安全に関する指導者」の育成と活用

- 令和7年度においても、引き続き農林水産研修所つくば館における育成研修を通じて「農作業安全に関する指導者」の育成を図るとともに、指導者を活用した研修の実施を推進。
- 指導者を活用した研修の更なる拡大に向け、令和7年度は、とりまとめ機関では「指導者リスト」の随時更新と研修実施機関への随時共有、研修実施機関では研修開催予定の随時更新ととりまとめ機関への随時報告を徹底。
- また、研修の充実に向け、とりまとめ機関及び研修実施機関は地域の事故情報等を指導者に共有する取組を推進。

指導者の育成

農林水産研修所つくば館において、令和7年度も7回の「**農作業安全に関する指導者育成研修**」を実施予定。

具体的な日程については、後日、農林水産研修所つくば館webページにて公表予定。

「農作業安全に関する指導者育成研修」 実施イメージ

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
5月 下旬	6月 中旬	7月 中旬	8月 下旬	10月 中旬	11月 中旬	12月 上旬

また、指導者の更なるスキルアップを目的とした「**対話型研修実施手法習得コース**」を6月と12月に実施予定。

研修と指導者とのマッチングの加速化

【とりまとめ機関】

指導者リストを**随時更新**し、研修実施機関へリストを**随時共有**

【研修実施機関】

研修開催予定を**随時更新**し、とりまとめ機関への**随時共有**

※とりまとめ機関では、マッチングできていない研修があれば、適宜、研修実施機関に助言。

研修の充実に向けた関係機関の支援

とりまとめ機関及び研修実施機関では、研修の充実（B（深化）：集中力の向上）に向け、**地域の事故情報やその分析結果を指導者と共有**する取組を推進。

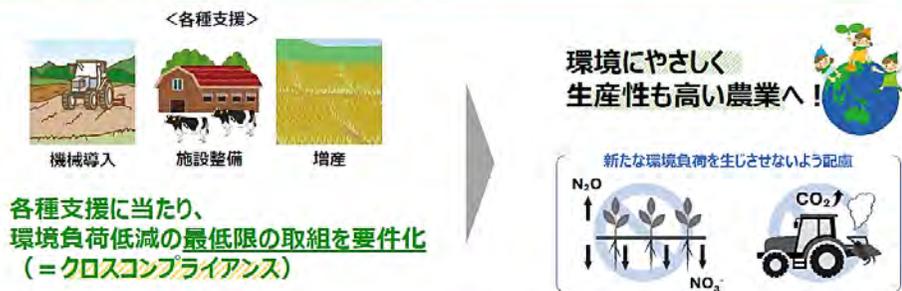


(参考) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスについて

- 農林水産省では、令和6～8年度の試行実施を経て、全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとし、これにより、農林水産省の補助金などの交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。
- 「農業経営体向け」のチェックシートでは、チェック項目として、「正しい知識に基づく作業安全に努める」ことを求めており、解説書では取組み例として、「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努めることとされているため、研修への参加を呼び掛ける際に合わせて情報提供することで、参加者の拡大につなげていただきたい。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

○ 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。



最低限行うべき取組 (例)

- ☑ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存 → 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる
- ☑ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥 → 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる
- ☑ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 → 周辺環境への影響を最低限にする
- ☑ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存 → 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

チェックシートのひな形 (抜粋)

⑲ 正しい知識に基づく作業安全に努める

・「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努める。

・正しい知識に基づく作業方法の改善や機械器具の操作に努める。

チェックシートの解説書 (抜粋)

以下、參考資料

その他の取組（農業者への注意喚起（声かけ）の実施）

<取組実績>

- 令和6年度においても、各参加主体が乗用型トラクター等の転倒・転落対策等を促すため、事故防止対策、被害軽減対策について注意喚起を実施。

<取組方針>

- 引き続き、農業者の安全意識を向上させるため、農業指導等の対面での注意喚起を実施。
- 上記に加え、チラシや広報誌、SNS、ラジオ放送、有線放送等の媒体を活用した非対面での注意喚起も実施。

（都道府県）

- ・ 普及活動における注意喚起
- ・ 会議、集会等における注意喚起
- ・ メディアを活用した注意喚起

（農機メーカー）

- ・ 農業機械の展示会や販促イベント等の場を活用して注意喚起
- ・ 農業機械の整備・点検時等の注意喚起

（生産者団体）

- ・ 栽培講習会等、会議・集会での注意喚起
- ・ 広報誌等を活用した注意喚起
- ・ 農家訪問時やほ場巡回時等の注意喚起
- ・ 窓口、直売所等での注意喚起

（市町村）

- ・ 会議、集会等における注意喚起
- ・ 窓口に来た農業者に対して注意喚起
- ・ 防災無線、広報誌、メディアを活用した注意喚起

（農機販売店）

- ・ 販売会等の場を活用して注意喚起
- ・ 農機の販売、整備・点検や下取り時に、安全な農業機械の使用方法的説明と併せて注意喚起



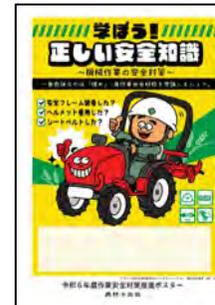
農業者

（その他関係団体）

- ・ 地域で開催される交通安全イベントや熱中症イベント等の関連イベントにおける注意喚起
- ・ GAPの研修・指導時における注意喚起

農林水産省における農業機械作業の安全対策取組

- ・ 「農業機械作業研修実施強化期間」に活用するための研修日程を書き込める農作業安全ポスターを作成し、全国に配布最多ほか、webページにて啓発資料を公表。
- ・ 機械作業の安全に関する技術指導通知を発出し、直近に発生した事故についての安全対策を周知。



農林水産省作成農作業安全啓発資料

その他の取組（都道府県・地域単位の推進体制の強化）

<取組実績>

- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 地域段階の協議会は、「全域で設置済み」「同様の体制を構築済み」の都道府県が、前回調査では11道県であったのが、12道府県に増加。

<取組方針>

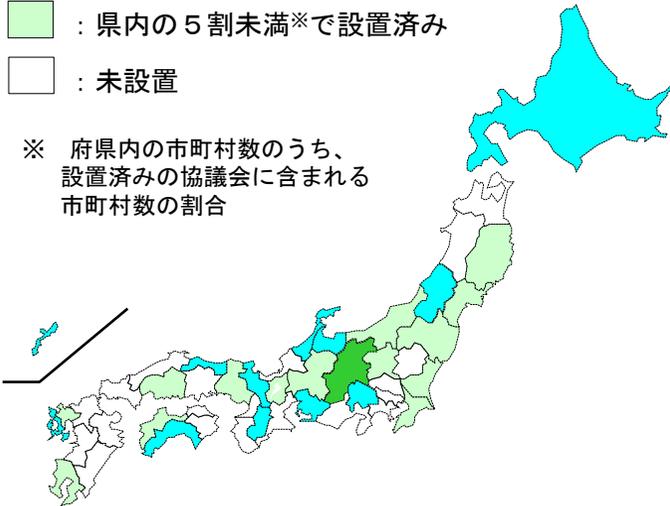
- 死亡事故が多く発生している県でも設置が遅れている地域があることから、引き続き、設置の促進を図る必要。

地域段階の設置状況
(令和6年12月時点)

全体の約35%の市町村で設置済み

- : 道県内全域で設置済み、または同様の体制を構築済み
- : 県内の5割以上※で設置済み
- : 県内の5割未満※で設置済み
- : 未設置

※ 府県内の市町村数のうち、設置済みの協議会に含まれる市町村数の割合



【設置を検討している府県】

青森県、岩手県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県

【参考】

【地域段階の協議会の設置例】

- 設置の範囲
 - ・ 市町村単位
 - ・ 県の出先機関単位、旧郡などの地域的なまとまり
 - 設置母体
 - ・ 他の目的で設置された既存の協議会を活用
- 例) 担い手育成総合支援協議会、農業連絡会議、農業機械士会、農業再生(活性化)協議会等
- ・ 農作業安全単独の協議会を設置

都道府県別農作業事故死亡者数

都道府県名	5年		
北海道	12	大 阪	-
青 森	12	兵 庫	7
岩 手	5	奈 良	-
宮 城	7	和歌山	-
秋 田	5	鳥 取	-
山 形	6	島 根	-
福 島	8	岡 山	11
茨 城	7	広 島	6
栃 木	4	山 口	6
群 馬	8	徳 島	-
埼 玉	4	香 川	7
千 葉	6	愛 媛	9
東 京	-	高 知	6
神奈川	-	福 岡	4
山 梨	6	佐 賀	5
長 野	-	長 崎	4
静 岡	-	熊 本	7
新 潟	-	大 分	9
富 山	4	宮 崎	7
石 川	7	鹿 児 島	7
福 井	-	沖 縄	5
岐 阜	-	全 国 計	236
愛 知	8		
三 重	-		
滋 賀	-		
京 都	-		

注: 1 令和4年より東京都も本調査の対象とした。
 2 事故者数が0~3人の都道府県は「-」で示している。
 3 本調査結果は、厚生労働省の人口動態調査・死亡届票等によるものであり、各都道府県が独自に実施している事故調査の結果とは異なる場合がある。

その他の取組（公道走行時の法令遵守①）

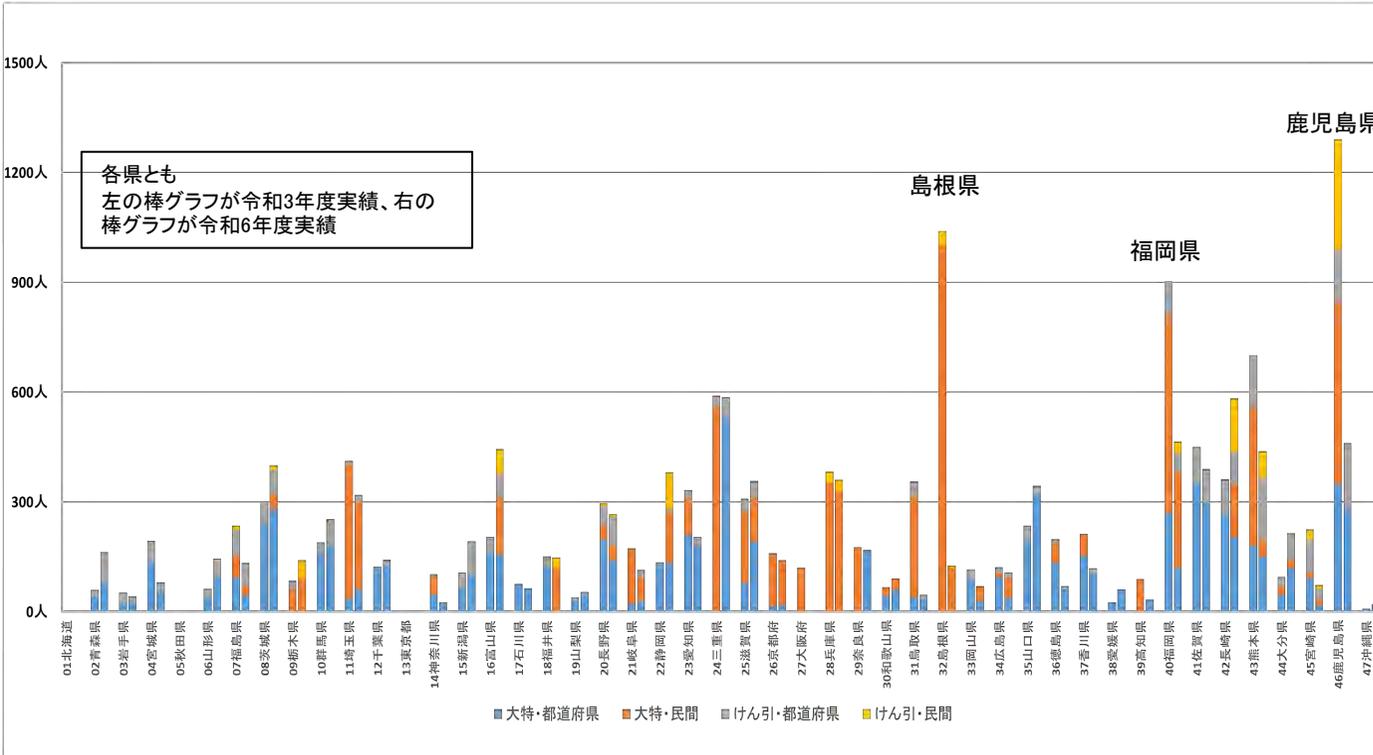
<取組実績>

- 令和6年度における農業者向けの大型特殊自動車免許及びけん引免許の取得研修等の受講人数は9,019人となり、都道府県内での免許取得者が増えたことに伴い、令和3年度に比べて、講習回数が減少した。

<取組方針>

- 農林水産省においても、都道府県やJA等が開催する免許の取得研修会等の取組事例をまとめた事例集の作成や、大特免許等の取得状況調査を引き続き行い、免許取得の周知徹底を行って参りたい。

大特免許等の取得研修実施状況調査の結果



単位：人

	2021年度 (令和3年度)	2024年度 (令和6年度)
大特・都道府県	4,367	4,675
大特・民間	5,345	1,573
小計	9,712	6,248
けん引・都道府県	1,422	2,219
けん引・民間	413	552
小計	1,835	2,771
合計	11,547	9,019

※ 上記は、農業者向けの研修の受入れ人数を示している。都道府県によっては、一般の自動車教習所で農業者が免許を取得する取組が広く普及している場合があるため、関係機関の農業者向け研修の実施が少ない場合がある。

※ 都道府県によっては、農協、農業大学校、農業機械化協会の3団体が一体となり、自動車免許教習所で講習の開催等を行っているところもある。

【免許取得機会拡大の事例】

【農業者向けチラシ】

農耕車に係る大型特殊自動車免許等の取得機会拡大に係る取組事例集

- ◆ 作業機を装着した農耕トラクタの公道走行について、直装式については2019年4月、けん引式については2020年2月から道路運送車両法における保安基準の緩和措置が可能となり、作業機を装着したトラクタであっても、**大型特殊自動車免許又はけん引免許があり、必要な灯火器等を備えれば公道走行ができるようになりました。**
- ◆ トラクタをはじめとした農業機械においては、公道を走行中に「追突」を受けるといった事故が数多く発生しており、**交通関係法令の遵守は、事故への備えとしても農業経営の基本**となるものです。
- ◆ 都道府県や農業関係団体の皆様におかれましては、**下記の事例も参考に**、農業者の大型特殊免許等の取得機会への拡大に向け、引き続き取組を進めていただくようお願いいたします。

関係団体における取組事例

事例① 三重県農業機械化協会 一年間を通じた研修の実施—

令和3年度：560名（予定）【大型特殊：56回（各回10名）】

◆ 地域の特徴

- ◇ 法改正前まで三重県農業機械化協会、三重県農業大学校が個々で実施していた研修を、双方が連携し、それぞれの持つリソースを**一体的に活用**することで、**急速に高まった大型特殊免許の取得ニーズに対応**。
- ◇ **年間を通じて研修日程を分散化し、受講者の様々な要望に応じた機会を創出**するため、三重県運転免許センターへ試験実施日程を調整。
- ◇ 三重県農業機械化協会の構成員である**各農機販売店やJA農機センターに申込窓口を設置し**、農業者の目に留まりやすくすることで、**限りある研修会を最大限活用**。
- ◇ 研修の講師は、三重県農業機械化協会のネットワークを駆使し、**各農機販売店やJA全農みえの職員などを中心に幅広く確保**（15名）。
- ◇ 講師間で研修内容に差異が出ないよう、**研修内容のマニュアル化**を実施。

（問合せ先） 三重県農業機械化協会事務局（三重県農林水産部担い手支援課）
TEL: 059-224-2354 FAX:059-223-1120
（協会HP） <http://www2.mint.or.jp/m-nohki/>



試験ポイントの説明



実技練習の様子

事例② 島根県農業協同組合 —JAグループが主体となった例—

令和3年度：1,290名（予定）
【大型特殊：131回（各回10名）、けん引：5回（各回5名）】

◆ 地域の特徴

- ◇ 県内の**地区本部単位で研修を実施**（計10地区）。これにより、広域のカバーと研修回数の確保の両方を実現。
- ◇ 研修の講師は各地区のJA職員が担当。**全農本部の農機担当職員がこれら講師の指導・育成を実施**。（講師は県内に約20名）
- ◇ 免許センターと協議を重ねて**多くの試験日を確保**（年間130回）。離島にも試験官が出向いて対応。

（問合せ先） 島根県農畜産課 0852-22-5649



道路を
走るときの
ルールを
守りましょう

農作業事故における死亡事故要因第1位は
トラクタ乗車中の事故です

事故を防ぐためにも法令上のルールを
きちんと守ることが必要です

詳しくは裏面へ！

裏面へ

その他の取組 (労災保険特別加入の促進)

<取組方針>

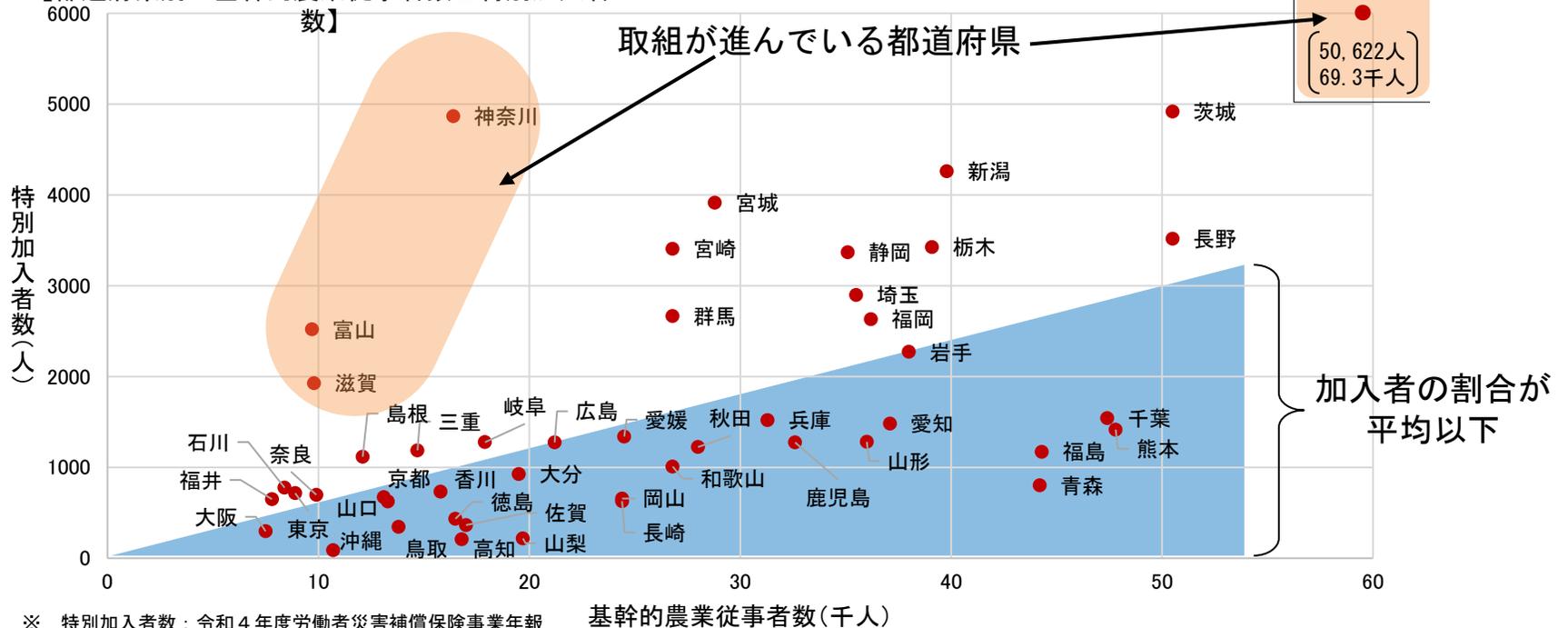
- 農業者の労災保険特別加入者数は近年横ばいで推移しており、都道府県別の加入状況には地域差がある。
- 農作業安全に関する農業者の意識向上のため、パンフレット等の啓発資材を用いた周知活動を推進。

【労災保険特別加入者数の推移（農業）】

(単位：人)

H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
128,947	129,339	129,291	128,784	128,292	127,119	125,160

【都道府県別の基幹的農業従事者数と特別加入者数】



※ 特別加入者数：令和4年度労働者災害補償保険事業年報
基幹的農業従事者数：農林業センサス

その他の取組（農作業事故情報の収集・分析）

令和2年6月より都道府県、農機メーカー等からのケガを含めた農作業事故情報の収集・報告の取組を強化し、毎月報告するとともに、調査結果を農林水産省ウェブページ等で毎月公表。

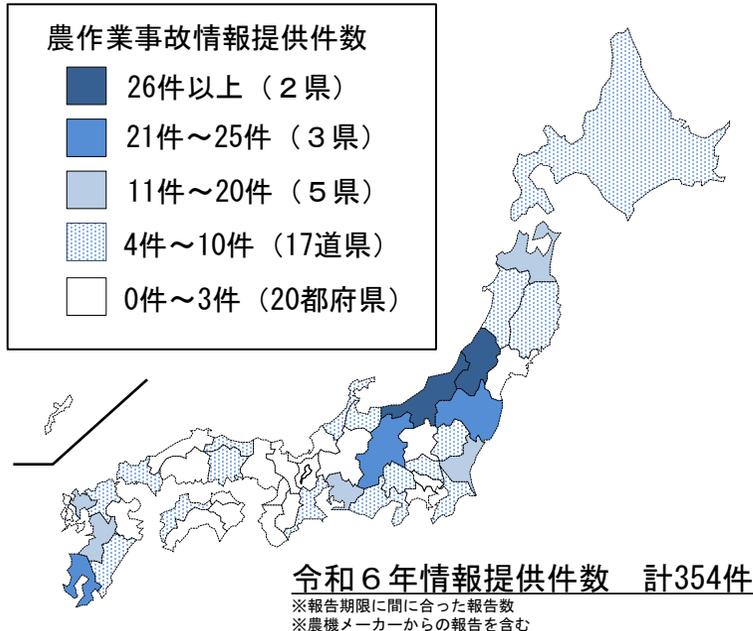
<取組実績>

- 令和6年における都道府県等からの農作業事故情報提供件数は354件と昨年と比較して増加しているが、半数以上の都道府県では報告が10件に満たない状況。
- 報告結果の速報とその結果を踏まえた事故防止の対策、さらには当月に発生が予想される事故への注意喚起を農林水産省ウェブページやSNS等で毎月公表。

<取組方針>

- 都道府県等からの報告数増加に向け、農林水産省からの情報提供も積極的に実施していく。
- 情報収集・分析のため、より一層令和7年も事故情報の収集を進めるとともに、地域においても事故の実態を分析するなど、農作業安全対策の検討に活用いただきたい。

令和6年農作業事故の都道府県別提供状況



情報数が多い都道府県の報告体制

- ① 県の出先機関が現場の情報を収集することに加え、県中央会とも連携・情報共有を行うことで状況把握に努めるとともに、新聞等からもデータを収集・確認し、報告を作成している。
- ② 事故が起きた際に、市町村がJA等に確認するなどして報告を作成することに加え、一部市町村では医療機関からも報告をもらえる体制を作っている。

農林水産省ウェブページ等での毎月の公表例

令和6年11月に発生した農作業死傷事故
1月のワンポイント
農林水産省HP等による公表

タイトル：
除雪作業はご安全に。

11月に発生した農作業死傷事故
1月のワンポイント

令和6年度重点推進テーマ
7月より正式に実施中
～農機メーカーと安全対策を共同で推進～

<11月に発生したと報告のあった農作業死傷事故:21件>
うち農機関係作業に係るもの:11件

- 11月は11件の死亡事故を含む21件の死傷事故が発生しました。
- 事故の要因は、機械の転落によるものが4件、機械との間に挟まれたものが2件、作業中のもが2件、その他が2件となっています。
- 作業員に向けて農機メーカーの点検・整備を行う機会が増えますが、作業員の安全対策をいっしょに確認しましょう。「以上に注意が必要なところ・作業時に強く感じるところ・滑りやすいところの改善、工具類の整備整備など」

<1月のワンポイント>

- 1月も引き続き「農作業安全研修実施強化期間」です！まだ参加されていない方は、各地域で開催されている研修会に積極的に参加してください！
- 気象庁が昨年12月24日に発表した「向こう3か月の天候の見通し」では、北日本、西日本の一部の地域も引き続き降雪は「早晩から多い地域」もみられています。
- 日本海側に限らず大雪に見舞われる気象状況は各地で発生する可能性がありますので、最新の気象状況を確認して身の安全を守るとともに、天候が回復してから安全な除雪作業を行いましょう。

除雪機を使用する際の注意事項

- ① 手を放すと動作が止まる安全装置が付いた機械を使用していますか？
- 使用前に作動の確認を行います。
- 安全装置がオフ等で機能することは、絶対にやめましょう。
- ② 投雪口やローが雪が詰まったときはエンジンを止め、手を入れずに撥かき棒を使用して取り除きましょう。
- ③ 除雪機は常に雪を付まらせないよう、除雪機と建物などの間に挟まれる事故が発生しています。滑りにくい靴を履き、慎重で少しずつ作業しましょう。

投雪口（プロア）
詰まりが解消されると同時に回転が再開しケガの恐れ

ローが
作業員の足に巻き込まれてしまう恐れ

(参考) 令和6年度における熱中症対策の農林水産省の取組内容

- MAFFアプリでこれまでも実施していた「熱中症警戒アラート」発表の通知に加え、「熱中症特別警戒アラート」の発表についても通知するようにシステムを更新。
- 熱中症対策に係る消費者等への普及啓発のため、株式会社コメリと連携し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発を実施。
- 熱中症対策アイテムの効果検証について、令和6年度持続的生産強化対策事業のうち農作業安全総合対策推進において実施。

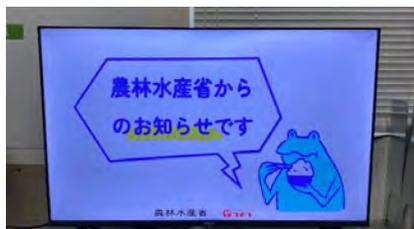
MAFFアプリと 熱中症特別警戒アラート

- 「熱中症警戒アラート」に加え、「熱中症特別警戒アラート」との連携を開始。
- 翌日に熱中症特別警戒アラートが発表された場合、MAFFアプリでも情報を確認することが可能。



コメリとの連携

- 株式会社コメリと連携し、夏場（7月中）に熱中症対策情報と対策アイテム情報をデジタルサイネージで放映。



デジタルサイネージ（イメージ）

啓発資材を用いた周知活動

- 農作業における熱中症対策のため、熱中症対策アイテム・MAFFアプリの活用等を啓発したパンフレット、事例集等を用いた行政SNSによる情報発信。
- 農林水産省が配布している熱中症対策ステッカー（令和6年度23万枚配布）等を用いた注意喚起を実施。



(参考) 未熟練農業者向け研修の内容

- 未熟練農業者向け研修について、基本的な内容で分かりやすく説明することに加え、熟練農業者によるヒヤリハットの共有による安全意識の定着も重要。
- また、より「自分ごと」という意識を持ってもらうために、VR教材を活用した研修の実施も効果的と推察。

新規就農者向け研修の実施事例

(茨城県 県央農林事務所笠間地域農業改良普及センター)

- ・ 新規就農者や就農予定者を対象に、熱中症と農作業安全をテーマとした研修会を開催。
- ・ 経験豊富な認定農業者にも研修に参加してもらい、皆で農作業中に感じたヒヤリハットを共有する時間を設けた。
- ・ 受講生に、経験を積んだ農業者であっても事故の危険性があることを学ばせ、農作業事故を自分事として捉えてもらい、日頃から安全管理意識を持つことの重要性を周知。



研修会の様子

実際に体感できる研修 (VR)

- ・ VR教材については、R2年度よりJA共済連と農研機構が共同開発しており、既に様々な地域で研修が実施されている。
- ・ VR機器についてはJA共済連で管理しており、申し込むことで、送料を含め無償で貸与できます。



VR研修の実施風景
(群馬県の優良事例より引用)

VR教材の活用事例

(青森県)

- ・ 普及指導員及び営農指導員がVRの活用方法や対話型農業機械作業研修について学ぶ研修会を開催。
- ・ これを受けて各地域では、農業者を対象に、発生が多い乗用型トラクターの転倒事故等を主体に、農作業事故体験VRを活用した研修を開催。
- ・ 研修に参加した農業者からは、「VR体験によって似たような経験をしたことが思い出され、気が引き締められた」といった反応が得られ、研修参加者の農作業安全への関心が高くなるといった研修の効果を感じられた。



農作業安全総合対策推進

【令和7年度予算概算決定額 31 (25) 百万円】

<対策のポイント>

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**地域における農作業安全に係る啓発資料の作成・普及**を行います。

<事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少

<事業の内容>

1. 啓発手法の改良

地域における農作業安全推進活動による効果を高めるため、農業機械作業や熱中症対策に係る**農業者向けの新たな啓発資料を作成**するとともに、啓発活動を通じた農業者の行動変容の状況を計測することで、**より効果的な啓発手法の構築**を図ります。

2. 地域活動の支援

都道府県段階の推進協議会等における高度な**推進活動を支援**し、取組の横展開を図ります。

(関連事業)

農業機械の安全性能アセスメント

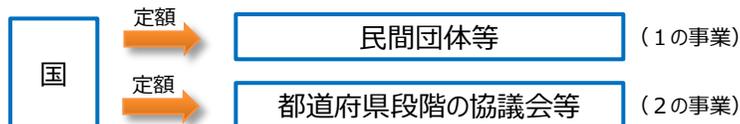
20(20)百万円

令和6年度に策定した農用高所作業機に係る試験手法及び評価手法を用いて、市販されている**農用高所作業機について安全性能に関する試験を実施**し、その結果を公表します。

農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業 【令和6年度補正予算】35百万円

農業機械作業中の労働災害を防止するため、**座学や実技方法等の検討を行った上で、高度な知識や技能を持つ講師の育成を行う取組を支援**し、農業機械を扱う労働者等に対して**農業機械の安全な操作方法等を体系的に教育するための実施体制を速やかに整備**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農作業安全総合対策推進

農業者向けの新たな啓発資料を作成



研修の実施

啓発活動を通じた農業者の行動変容の状況を計測



分析

より効果的な啓発手法の構築



(関連事業)

農業機械の安全性能アセスメント

令和6年度に策定した試験及び評価手法

安全性能に関する試験の実施例



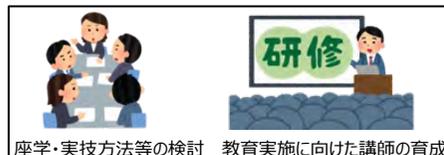
【墜落抑止器具の安全性能確認】



【転倒角試験】

評価結果を広く公表

農業機械の安全教育実施体制緊急整備事業



農作業事故による死亡者数の減少

<対策のポイント>

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**農業機械の安全な作業に対する教育体制の構築**を行います。

<事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少

<事業の内容>

安全教育の実施体制の整備

農業機械作業中の労働災害を防止するため、**高度な知識や技能を持つ指導者の育成**やそのための**研修カリキュラムの検討**等の取組を支援し、農業機械を扱う労働者等に対して**農業機械の安全な操作方法等を体系的に教育する体制を速やかに構築**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

安全教育の実施体制の整備



民間企業等による農業機械を扱う労働者等に対する安全教育の実施



自宅やJA等の共用PCでE-learning 講師による集合研修（オンライン・対面等）

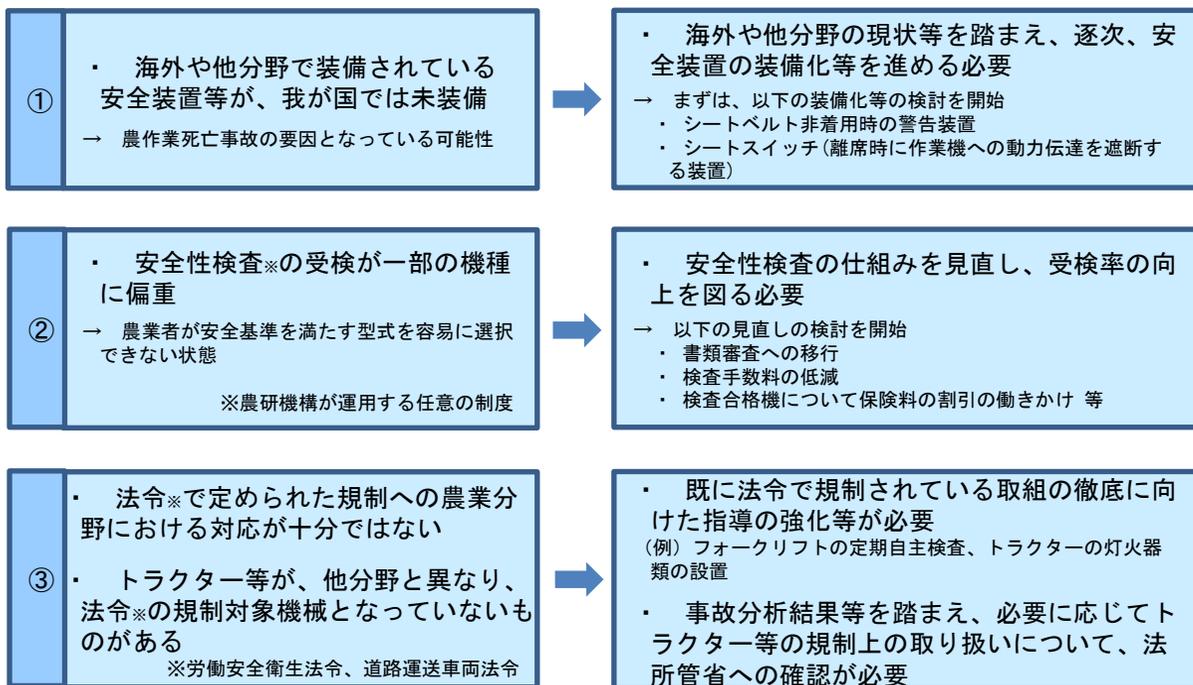


農業機械を扱う労働者等が安全な操作方法を習得することにより、**農作業事故による死亡者数の減少を実現**

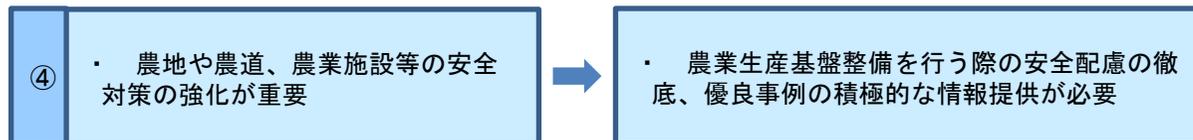
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

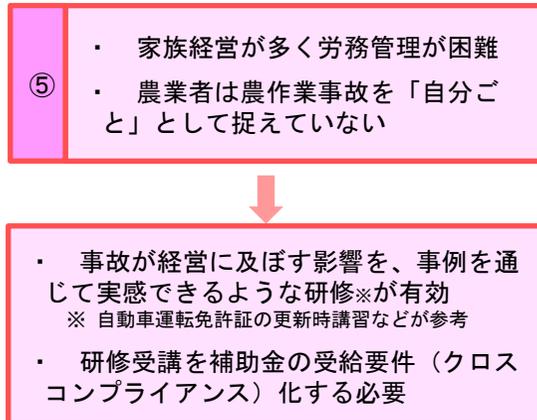


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

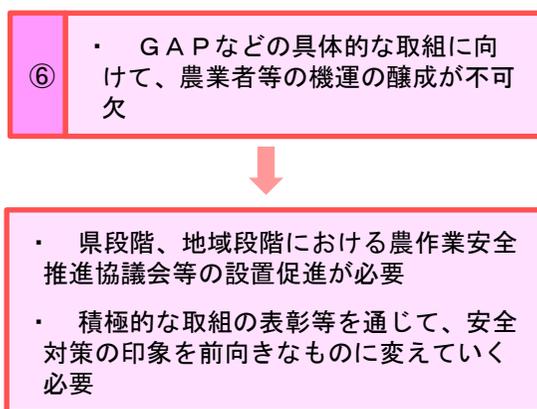


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



(参考) 農作業安全検討会における検討経過

- 中間とりまとめの取組の進捗を確認いただくため、令和6年8月22日に第9回農作業安全検討会を開催。
- この中で、①新たに開始する農業機械の安全性検査の検討状況、②農作業安全に関する関係法令をめぐる動きを報告し、更なる検討の加速化を図ることとされた。

農業機械における新たな安全装備の検討状況

- 乗用型トラクター（令和7年度から適用）
 - ・シートベルトリマインダー（シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報）
 - ・作用部のインターロック機能（車両が停止している際の離席によりPTO軸の駆動が停止）
- 自脱型コンバイン（令和9年度から適用）
 - ・作用部のインターロック機能
 - ・手こぎ作業時に対してインテンション装置（必要に応じて、インターロック機能を無効化できる装置）を備えた場合の、手こぎ部の即時停止装置
- 乗用型田植機（令和9年度から適用）
 - ・作用部のインターロック機能
 - ・歩行運転における自動速度けん制装置
- 歩行型トラクター（令和9年度から適用）
 - ・ハンドル回動時における自動速度けん制装置
- スピードプレーヤー
 - ・抜本的な安全構造に転換するための基準設定等に向けた対策の骨子を確認（令和9～11年度の運用開始を目指す）

関係法令をめぐる動き

- 道路運送車両法令
 - ・乗用型トラクターへのシートベルトの備え付け及び着用を義務化することが有効であると考えられるため、今後、義務化に向けて、農水省からメーカー、団体、警察庁及び国土交通省に相談。
- 労働安全衛生法令
 - ・雇入れ時教育の省略規定が廃止され、令和6年4月1日から農業を含む全業種で義務化。農林水産省で教育資料を作成し、令和5年度中に公表。
 - ・厚労省において、「農業機械の安全対策に関する検討会」が開催され、法令における規制の必要性や具体的な安全対策について議論。

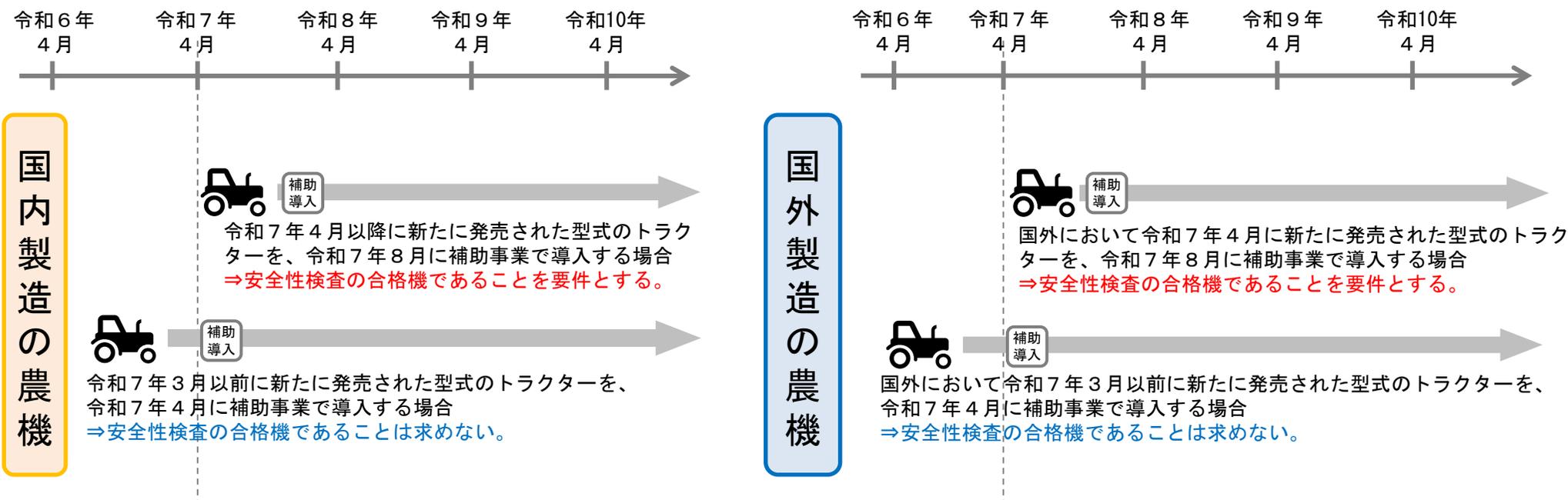
安全性検査制度の見直し

- 新基準における対象機種・開始時期
 - ・乗用型トラクター、歩行型トラクター、自脱型コンバイン、乗用型田植機、乾燥機の5機種を対象とし、令和7年4月から開始。
- 製品アセスメント
 - ・年間出荷台数あたりの死亡事故発生率が高く、事故発生時の重症度も高い水準にある農業機械を選定し、安全性検査基準の策定を目指し、令和4・5年には農用運搬車を、令和6・7年には農用高所作業機について取組実施。
 - ・対象機種について、主な事故原因（「転落・転倒」「ひかれ」等）を踏まえ、具体的な試験手法・評価手法の開発するため、製品アセスメントを実施。

(参考) 安全な農業機械の普及に向けた購買行動への対応 (補助事業等における要件化)

- 第7回農作業安全検討会 (令和5年3月) において、令和7年4月より運用開始となる安全性検査基準は、他産業や海外の基準に照らして農業機械が具備すべき安全性能であることから、農林水産省においても、これを補助事業等の要件とすることを検討。
- 安全性検査対象機種 (農用トラクター (乗用型・歩行型)、田植機、コンバイン (自脱型)、乾燥機 (穀物用循環型)) について、令和7年4月以降に新たに発売された型式を補助事業等により導入する場合、安全性検査合格機から選択することを要件とするよう、農林水産省事務次官通知として発出 (令和6年9月)。

安全性検査合格要件のイメージ



 : 型式発売時期を指す